

# 介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、原則として事業所のある市区町村にお住まいの人のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

## ● 要介護1～5、要支援1・2、事業対象者の人が利用できるサービスの一覧

介護保険サービスには次のようなものがあります。本人の心身の状況などに合ったサービスを選択してください。

		事業対象者	要支援1	要支援2	要介護1～5	掲載ページ	
在宅で利用したい	訪問してもらいたい	訪問介護	—	—	○	P13	
		訪問型サービス	○	○	—	P23	
		訪問入浴介護	—	○	○	P13	
		訪問看護	—	○	○	P14	
		訪問リハビリテーション	—	○	○	P14	
		居宅療養管理指導	—	○	○	P14	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護【地域密着型】	—	—	—	○	P16
	通いたい	通所介護	—	—	—	○	P14
		地域密着型通所介護【地域密着型】	—	—	—	○	P16
		通所型サービス	○	○	○	—	P23
		通所リハビリテーション(デイケア)	—	○	○	○	P14
		認知症対応型通所介護【地域密着型】	—	○	○	○	P16
	短期間入所したい	短期入所生活介護	—	○	○	○	P15
		短期入所療養介護	—	○	○	○	P15
生活環境を整えたい	福祉用具貸与	—	○	○	○	P20	
	特定福祉用具購入費支給	—	○	○	○	P20	
	住宅改修費支給	—	○	○	○	P20	
複数のサービスを組み合わせたい	小規模多機能型居宅介護【地域密着型】	—	○	○	○	P16	
	看護小規模多機能型居宅介護【地域密着型】	—	—	—	○	P16	
施設へ入所したい	特定施設入居者生活介護	—	○	○	○	P15	
	認知症対応型共同生活介護【地域密着型】(グループホーム)	—	—	○	○	P16	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(※)【地域密着型】	—	—	—	○	P16	
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(※)	—	—	—	○	P17	
	介護老人保健施設	—	—	—	○	P17	
	介護医療院	—	—	—	○	P17	

(※) 原則として 介護3以上の人が対象となります。

介護保険事業所ごとの事業所概要、サービス内容等は「介護サービス情報公表システム」にて閲覧することが可能です。(公表システムホームページ <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)

## 各サービスの種類の見方

利用できる要介護度を示します。

要介護 1~5  
要支援 1~2

### 訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理してもらいます。



自己負担(1割)のめやす【30分未満の場合】

要介護度	病院・診療所から	訪問看護ステーションから
要支援 1・2	413円	488円
要介護1~5	432円	510円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

自己負担(1割)の費用をめやすとして掲載しています。実際の自己負担は所得などの状況により1割、2割、3割のいずれかです。(▶負担割合については、5ページ)

※自己負担のめやすは標準的な地域のもので、実際の費用は、利用する事業者の所在地やサービスの内容、加算項目などにより異なります。また、食費、日常生活費などが別途負担となることがあります。

## ① 自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービス(居宅サービス)には、訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。



自宅を訪問してもらおう

要介護 1~5

### 訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

自己負担(1割)のめやす

#### 〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助 ● 服薬の確認 など

#### 〈生活援助〉

- 住居の掃除 ● 洗濯 ● 買い物
- 食事の準備、調理 ● 薬の受け取り など

要介護1~5 自己負担の目安	所要時間(午前8時~午後6時)/1回につき		
	20分~ 30分未満	30分~ 1時間未満	1時間以上
身体介護中心型	271円	430円	628円*
生活援助中心型	20分~ 45分未満	45分以上	
	199円	244円	
通院等乗降介助	108円		

※30分を増すごとに約+91円

※事業対象者、要支援1・2の人は「訪問型サービス」として介護予防・日常生活支援総合事業で実施しています(P23)

要介護 1~5

要支援 1~2

### 訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす【1回あたり】

要介護1~5	1,366円	要支援1・2	924円
--------	--------	--------	------





自宅を訪問してもらう

要介護 1~5 要支援 1・2

## 訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。



自己負担(1割)のめやす【30分未満の場合】

要介護度	病院・診療所から	訪問看護ステーションから
要支援 1・2	413円	488円
要介護 1~5	432円	510円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

要介護 1~5 要支援 1・2

## 訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

自己負担(1割)のめやす

1回	328円
----	------

要介護 1~5 要支援 1・2

## 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす

病院または診療所の薬剤師の場合(月2回まで)	565円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円



施設に通って利用する

要介護 1~5

## 通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす【通常規模の施設】

要介護度	3~4時間未満	5~6時間未満	7~8時間未満
要介護 1	388円	598円	691円
要介護 2	444円	707円	815円
要介護 3	503円	815円	945円
要介護 4	559円	924円	1,073円
要介護 5	617円	1,032円	1,204円

※送迎含む

※食費、日常生活費は別途負担となります。  
 ※事業対象者、要支援1・2の人は「通所型サービス」として介護予防・日常生活支援総合事業で実施しています(P23)

要介護 1~5 要支援 1・2

## 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

自己負担(1割)のめやす【通常規模の施設/7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	807円
要介護 2	957円
要介護 3	1,108円
要介護 4	1,286円
要介護 5	1,460円

※送迎含む

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	2,189円
要支援 2	4,263円



短期間施設に泊まる

要介護  
1~5

要支援  
1・2

## 短期入所生活介護【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要支援 1	476円	476円	558円
要支援 2	592円	592円	692円
要介護 1	636円	636円	742円
要介護 2	709円	709円	815円
要介護 3	786円	786円	894円
要介護 4	860円	860円	968円
要介護 5	932円	932円	1,041円

家族リフレッシュ ショートステイ利用費助成事業 支給限度額を超えた場合、利用料の一部を助成します。P28

要介護  
1~5

要支援  
1・2

## 短期入所療養介護【ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要支援 1	653円	694円	702円
要支援 2	804円	862円	873円
要介護 1	837円	923円	927円
要介護 2	914円	1,003円	1,007円
要介護 3	981円	1,069円	1,073円
要介護 4	1,042円	1,129円	1,133円
要介護 5	1,101円	1,190円	1,195円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。



自宅から移り住んで利用する

要介護  
1~5

要支援  
1・2

## 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している人が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	192円
要支援 2	328円
要介護 1	567円
要介護 2	637円
要介護 3	711円
要介護 4	778円
要介護 5	851円



## ② 住み慣れた地域で受けるサービス



住み慣れた地域で受けるサービス

### 地域密着型サービス (原則、事業所のある市区町村にお住まいの人のみが利用できる)

#### 要介護 1~5 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす

要介護度	3~4時間未満	7~8時間未満
要介護1	438円	791円
要介護2	502円	935円
要介護3	567円	1,084円
要介護4	631円	1,231円
要介護5	697円	1,379円

#### 要介護 1~5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

【訪問介護と訪問看護を利用】		要介護3	21,486円
要介護1	9,011円	要介護4	26,487円
要介護2	14,076円	要介護5	32,088円

#### 要介護 1~5 要支援 1~2 認知症対応型通所介護

認知症と診断された人が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす  
【7~8時間未満の利用の場合】

要支援1	916円	要介護1	1,058円
要支援2	1,023円	要介護2	1,173円
		要介護3	1,288円
		要介護4	1,403円
		要介護5	1,518円

#### 要介護 1~5 要支援 2 認知症対応型共同生活介護【グループホーム】

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【住居数2以上の場合】

要支援2	789円	要介護3	855円
要介護1	793円	要介護4	872円
要介護2	830円	要介護5	890円

#### 要介護 1~5 要支援 1~2 小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援1	3,665円	要介護1	11,111円
要支援2	7,407円	要介護2	16,329円
		要介護3	23,754円
		要介護4	26,217円
		要介護5	28,907円

#### 要介護 3~5 地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

※原則として、要介護3以上の人が対象となります。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室
要介護3	847円
要介護4	922円
要介護5	993円

#### 要介護 1~5 看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】 ※2022年度中に開設予定

施設への「通い」、「泊まり」、自宅への「訪問介護・訪問看護」などのサービスを柔軟に受けられます。

### ③ 介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

※要支援の人は利用できません。



介護保険施設に移り住む

要介護  
3～5

#### 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な人が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

※原則として要介護3以上の人が対象になります。ただし、施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合は、要介護1、2でも、特例的に入所できる場合があります。

1カ月(31日)あたりの  
施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要介護3	23,264円	23,264円	25,911円
要介護4	25,486円	25,486円	28,165円
要介護5	27,675円	27,675円	30,355円

要介護  
1～5

#### 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な人が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けます。



1カ月(31日)あたりの  
施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室 (強化型)	多床室 (強化型)	ユニット型個室 (強化型)
要介護1	24,702円	27,316円	27,479円
要介護2	27,054円	29,734円	29,897円
要介護3	29,080円	31,825円	31,956円
要介護4	30,910円	33,655円	33,818円
要介護5	32,772円	35,452円	35,615円

要介護  
1～5

#### 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な人が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。



1カ月(31日)あたりの  
施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要介護1	23,330円	26,956円	27,512円
要介護2	26,924円	30,518円	31,073円
要介護3	34,635円	38,262円	38,817円
要介護4	37,935円	41,529円	42,085円
要介護5	40,876円	44,502円	45,058円

介護保険サービスの種類と費用

## 施設入所した場合の費用のめやす

### ● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービスを利用した場合の負担額は、介護サービス費用の自己負担分（1～3割）、食費、居住費、日常生活費が自己負担となります。



### ● 1カ月のサービス費用の計算例

**ケース1** 要介護4、ユニット型個室、介護老人福祉施設、1割負担の場合

	介護サービス費用	居住費 <sup>※</sup>	食費 <sup>※</sup>	日常生活費 <sup>※</sup>	合計
費用のめやす	281,649円	2,006円×31日 62,186円	1,445円×31日 44,795円	(1,500円/月) 1,500円	390,130円
自己負担額	(1割の場合) 28,165円	62,186円	44,795円	1,500円	<b>136,646円</b>

※施設により異なります。

この例の場合、1カ月の自己負担額の合計は**136,646円**になります

**ケース2** 要介護5、多床室(強化型)、介護老人保健施設、1割負担の場合でさらに特定入所者介護サービス費の支給【第2段階の人(P19参照)】で申請した場合

	介護サービス費用	居住費 <sup>※</sup>	食費 <sup>※</sup>	日常生活費 <sup>※</sup>	合計
費用のめやす	354,512円	377円×31日 11,687円	1,445円×31日 44,795円	(1,500円/月) 1,500円	412,494円
自己負担額	(1割の場合) 35,452円	370円×31日 11,470円	390円×31日 12,090円	1,500円	<b>60,512円</b>

※施設により異なります。

この例の場合、1カ月の自己負担額の合計は**60,512円**になります

## ● 居住費・食費の基準費用額

居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

### 居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

居住費(滞在費)				食費
ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円

( )内の金額は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。



## ● 所得が低い人は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い人に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

給付を受けるには、介護保険課への申請が必要です。

対象サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

(介護予防)短期入所生活介護[ショートステイ]

介護老人保健施設

(介護予防)短期入所療養介護[ショートステイ]

介護医療院

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

### 対象となる人

次の①～④の要件をすべて満たす人

- ① 市民税非課税世帯の人 ② 配偶者が住民税非課税の人
- ③ 預貯金等の資産の状況が下表の基準額以下の人

### 居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者 負担段階	所得の状況	預貯金等の 資産の状況	居住費(滞在費)				食費	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設	ショート ステイ
1	生活保護受給者の人 老齢福祉年金受給者の人	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
2	前年の合計所得金額+ 年金収入額が80万円以下の人	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
3-①	前年の合計所得金額+ 年金収入額が80万円超 120万円以下の人	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
3-②	前年の合計所得金額+ 年金収入額が120万円超の人	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

( )内の金額は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

\* 第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

条件を満たさずに減額を受けていた場合、減額分を返還していただきます。

非課税ではないために第1～第3段階②に該当しない人でも、低所得の人は特例的に第3段階②の負担軽減を受けられる場合があります。介護保険課にお問い合わせください。



## ④ 生活環境を整えるサービス

福祉用具を借りることや購入することも費用の1～3割を支払うことでできます。福祉用具を使うことで自立した生活ができる上、介護する側の負担も軽くなります。

福祉用具を選ぶときや住宅を改修するときは、ケアマネジャー等の専門家によく相談しましょう。



生活する環境を整える

### 福祉用具貸与

次の13種類が貸し出しの対象となります。要介護度によって利用できる用具が異なります。

- = 利用できる。
- ✕ = 原則として利用できない。
- ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2 要介護1	要介護 2・3	要介護 4・5
・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具	✕	○	○
・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト(つり具の部分を除く)			
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○



月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。(事業者によって貸し出し料は異なります)

●介護度条件を満たしていなくても、身体状況によって利用できる場合がありますので希望される人は、ケアマネジャー等にご相談ください。

#### 適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者にご相談しましょう。

- 商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。  
※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- 事業者には下記①、②が義務付けられています。
  - ① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
  - ② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

要介護  
1～5

要支援  
1・2

### 特定福祉用具購入費支給

購入費支給の対象は、次の6種類です。

- 腰掛便座 ●自動排せつ処理装置の交換部品 ●入浴補助用具
- 簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具の部分 ●排泄予測支援機器
- 都道府県等の指定を受けた事業者から購入した場合のみ、福祉用具購入費を支給します。
- 事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されているので、購入の際は相談しましょう。

申請が必要です

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

要介護  
1～5

要支援  
1・2

### 住宅改修費支給

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく住宅改修費が支給されます。

対象となる改修費は20万円が上限で、自己負担額を除いた金額が払い戻しされます。

#### ◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け ●段差の解消(スロープ設置など)
- 扉の取り替え(開き戸から引き戸への交換など)
- 滑りにくい床材への変更 ●和式から洋式への便器の取り替え

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか介護保険課の窓口にご相談しましょう。

工事前に申請が必要です



すこやか住宅リフォーム助成事業(1割負担の人が利用できます)

## ● 自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス自己負担額(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、介護保険課への申請が必要です。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

### 自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の人	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満(年収約770万円以上約1,160万円未満)の人	93,000円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)未満の人	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢福祉年金受給者の人</li> <li>・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人</li> </ul>	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者等	15,000円(個人)

## ● 介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 給付を受けるには、介護保険課への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。

### 医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

#### 70歳未満の人

区分	限度額
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

#### 70歳以上の人・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般(市民税課税世帯の人)	56万円
低所得者(市民税非課税世帯の人)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる人(年金収入のみの場合80万円以下の人)	19万円